

性犯罪に関する刑法改正への要望

強制性交等罪の改正に向けた検討会の開催に際し、当会より以下の内容について、改正を特に、要望いたします。

性的マイノリティの性暴力被害についての取り組みを進める中で、法的に規定されていないからこそ、声を上げること、被害を被害だと認識し、また、そこからそれが認められ法廷に立つ権利が侵害されているケースと沢山接してきました。

一人でも多くの性暴力サバイバーたちにとって、使いやすい法整備として、性暴力被害を実態に即した形で定義づけ、適切な捜査が行われ、司法判断がされるよう、法制を検討、審議いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

Broken Rainbow - Japan

代表 宇佐美翔子

青森県青森市安方 1-3-24

BrainbowJ@gmail.com

## 記

以下 11 点、要望いたします

- 「男性器」の介入が構成要件である性器規定を撤廃すること
- 「手指器具等」による性暴力を規定すること
- 憎悪犯罪（ヘイトクライム）を暴行脅迫の要件として新設すること
- レイプシールドを導入すること
- IPV (Intimate Partner Violence: 親密な関係における暴力) を暴力であると規定すること (配偶者など、一部の人がしか得ることのできない権利に限定しないこと)
- 同意の有無に関する立証において抗拒不能性の立証を撤廃し、具体的な同意の有無を問うこと
- 立証責任を加害者側に課すこと
- 監護者性交等罪を、優位性を利用した、主に社会的な地位の強い者による、「自らの権力や立場を利用した性暴力」に拡大すること
- 性交同意年齢を (15 才で遺言を遺すことや臓器提供の意思表示が可能になることから) 15 才から引き上げること
- 公訴時効を撤廃すること
- 罪名：強制性交等罪から「性暴力罪」へ変更すること